

平成24年度

事業報告書

老人福祉センター横浜市翠風荘

特定非営利活動法人 さかえ区民活動支援協会

平成25年5月20日

横浜市栄区長 様

特定非営利活動法人
さかえ区民活動支援協会
理事長 磯崎 保和

平成24年度翠風荘事業報告書

- 1 収支決算書
- 2 利用者数
- 3 自主事業実施報告
- 4 苦情対応状況報告
- 5 サービス向上及び経費節減努力事項報告
- 6 備品一覧
- 7 修繕一覧
- 8 委託内容一覧
- 9 利用者会議開催実績及び内容
- 10 翠風荘職員名簿
- 11 特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会経理規程
- 12 特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会就業規則
- 13 利用者からの意見聴取集計結果
- 14 職員研修の実施実績等

平成24年度

老人福祉センター横浜市翠風荘

収入の部

収支決算書

(単位:円)

| 科目 | 当初予算額 (A) | 補正額 (B) | 予算現額 (C=A+B) | 決算額 (D) | 差引 (C-D) | 説明 |
|----------|--------------|------------|-----------------|------------|-------------|----------|
| 指定管理料 | 68,280,000 | | 68,280,000 | 68,280,000 | 0 | 横浜市より |
| 自主事業収入 | | | 0 | 193,607 | -193,607 | 自主事業参加費 |
| 雑入 | 0 | 0 | 0 | 341,415 | -341,415 | |
| 印刷代 | | | 0 | 85,010 | -85,010 | 印刷機、コピー機 |
| 自動販売機手数料 | | | 0 | 201,581 | -201,581 | |
| その他 | | | 0 | 54,824 | -54,824 | タオル等販売 |
| 収入合計 | 68,280,000 | 0 | 68,280,000 | 68,815,022 | -535,022 | |

支出の部

| 科目 | 当初予算額 (A) | 補正額 (B) | 予算現額 (C=A+B) | 決算額 (D) | 差引 (C-D) | 説明 |
|-----------|--------------|------------|-----------------|------------|-------------|----|
| 人件費 | 23,300,000 | 0 | 23,300,000 | 23,328,033 | -28,033 | |
| 給与・賃金 | 20,723,000 | | 20,723,000 | 20,659,660 | 63,340 | |
| 社会保険料 | 1,430,000 | | 1,430,000 | 1,619,204 | -189,204 | |
| 通勤手当 | 1,024,000 | | 1,024,000 | 1,010,640 | 13,360 | |
| 健康診断費 | 105,000 | | 105,000 | 20,529 | 84,471 | |
| 勤労者福祉共済掛金 | 18,000 | | 18,000 | 18,000 | 0 | |
| 事務費 | 2,755,000 | 0 | 2,755,000 | 2,509,724 | 245,276 | |
| 旅費 | 50,000 | | 50,000 | 32,100 | 17,900 | |
| 消耗品費 | 1,200,000 | | 1,200,000 | 1,089,322 | 110,678 | |
| 会議賄費 | 200,000 | | 200,000 | 173,250 | 26,750 | |
| 印刷製本費 | 50,000 | | 50,000 | 0 | 50,000 | |
| 通信費 | 300,000 | | 300,000 | 214,593 | 85,407 | |
| 使用料及び賃借料 | 150,000 | | 150,000 | 126,000 | 24,000 | |
| 備品購入費 | 350,000 | | 350,000 | 234,360 | 115,640 | |
| 施設賠償責任保険 | 30,000 | | 30,000 | 20,670 | 9,330 | |
| 職員等研修費 | 50,000 | | 50,000 | 2,000 | 48,000 | |
| 振込手数料 | 35,000 | | 35,000 | 16,915 | 18,085 | |
| リース料 | 250,000 | | 250,000 | 542,304 | -292,304 | |
| 手数料 | 60,000 | | 60,000 | 42,210 | 17,790 | |
| その他(諸費) | 30,000 | | 30,000 | 16,000 | 14,000 | |
| 事業費 | 900,000 | 0 | 900,000 | 1,116,115 | -216,115 | |
| 自主事業費 | 900,000 | | 900,000 | 1,116,115 | -216,115 | |
| 管理費 | 37,150,000 | 0 | 37,150,000 | 42,761,046 | -5,611,046 | |
| 光熱水費 | 15,530,000 | 0 | 15,530,000 | 17,948,869 | -2,418,869 | |
| 電気料金 | 3,133,000 | | 3,133,000 | 2,667,338 | 465,662 | |
| ガス料金 | 97,000 | | 97,000 | 0 | 97,000 | |
| 水道料金 | 12,300,000 | | 12,300,000 | 15,281,531 | -2,981,531 | |
| 清掃費 | 2,100,000 | | 2,100,000 | 2,310,546 | -210,546 | |
| 修繕費 | 2,876,000 | | 2,876,000 | 1,266,950 | 1,609,050 | |
| 機械警備費 | 479,000 | | 479,000 | 478,800 | 200 | |
| 設備保全費 | 5,165,000 | 0 | 5,165,000 | 5,920,602 | -755,602 | |
| 空調衛生設備保守 | 0 | | 0 | 468,657 | -468,657 | |
| 消防設備保守 | 200,000 | | 200,000 | 36,207 | 163,793 | |
| 電気設備保守 | 4,000,000 | | 4,000,000 | 3,890,681 | 109,319 | |
| 害虫駆除清掃保守 | 53,000 | | 53,000 | 52,500 | 500 | |
| その他保全費 | 912,000 | | 912,000 | 1,472,557 | -560,557 | |
| ボイラー保全費 | 11,000,000 | | 11,000,000 | 14,835,279 | -3,835,279 | |
| 事務経費 | 4,175,000 | | 4,175,000 | 4,175,000 | 0 | |
| 公租公課 | 0 | | 0 | 7,200 | -7,200 | |
| 支出合計 | 68,280,000 | 0 | 68,280,000 | 73,897,118 | -5,617,118 | |

| | | | | | | |
|----|---|---|---|------------|-----------|--|
| 差引 | 0 | 0 | 0 | -5,082,096 | 5,082,096 | |
|----|---|---|---|------------|-----------|--|

| 月 | | 累計 | | | |
|-------------------------|------------|--------|--------|--------|------------|
| 開館日数 | | 345 | | | |
| 区 | 男女 | 男 | 女 | 計 | 比率 (回数) |
| | | | | | |
| 個人区別利用状況 | 鶴見 | 20 | 18 | 38 | 0.04% |
| | 神奈川 | 38 | 11 | 49 | 0.06% |
| | 西 | 280 | 36 | 316 | 0.36% |
| | 中 | 949 | 266 | 1,215 | 1.40% |
| | 南 | 980 | 366 | 1,346 | 1.55% |
| | 港南 | 3,932 | 3,697 | 7,629 | 8.81% |
| | 保土ヶ谷 | 60 | 34 | 94 | 0.11% |
| | 旭 | 72 | 6 | 78 | 0.09% |
| | 磯子 | 1,721 | 1,038 | 2,759 | 3.19% |
| | 金沢 | 4,736 | 5,992 | 10,728 | 12.39% |
| | 港北 | 79 | 77 | 156 | 0.18% |
| | 緑 | 4 | 46 | 50 | 0.06% |
| | 青葉 | 13 | 3 | 16 | 0.02% |
| | 都筑 | 171 | 33 | 204 | 0.24% |
| | 戸塚 | 1,296 | 823 | 2,119 | 2.45% |
| | 栄 | 34,262 | 23,810 | 58,072 | 67.05% |
| | 泉 | 113 | 165 | 278 | 0.32% |
| | 瀬谷 | 26 | 4 | 30 | 0.03% |
| | その他 | 309 | 1,047 | 1,356 | 1.57% |
| | 付き添い | 2 | 80 | 82 | 0.09% |
| (a)小計 | | 49,063 | 37,552 | 86,615 | 100.01% |
| 団体利用 | 趣味の教室(*1) | 1,047 | 1,602 | 2,649 | 172回 |
| | 教室OB会(*1) | 5,512 | 10,063 | 15,575 | 1,470回 |
| | その他団体 | 59 | 69 | 128 | 4回 |
| | 老人福祉大学(*1) | 0 | 0 | 0 | 0回 |
| (b)小計 | | 59 | 69 | 128 | 1,646回 |
| その他 | 視察・見学 | 78 | 77 | 155 | 120回 |
| | 地域・開放 | 51 | 88 | 139 | 6回 |
| | (c)小計 | 129 | 165 | 294 | 126回 |
| 総合計(a)+(b)+(c) | | 49,251 | 37,786 | 87,037 | 1,772回 |
| 1日平均利用数 /利用率(定員250人) | | 142.76 | 109.53 | 252.28 | 100.9% |

(*1): (a)の内数につき(b)小計に含めず。

2. 各種相談事業の開催実績

| No. | 区分 | 回数 | 人数 |
|-----|------|----|----|
| 1 | 健康相談 | 16 | 98 |
| | 合計 | 16 | 98 |

平成24年度自主事業報告書

施設名 翠風荘(平成25年2月)

1/3

| 募集対象 | 事業名(教室名) | 開催時期 及び回数 | | 参加人数 | | 自主事業経費 | | | 1人当り参加費 | | 講師謝金 | | 備 考 (共催団体・その他) |
|-------|----------------|------------------------|----|----------|-----------|-------------|-------------|--------|------------|----------|-------------|--------------|---|
| | | | | 募集 人数 | 延参加人 数 | 委託料 支出総額 | 参加者 負担総額 | 総経費 | 徴収の 有・無 | 参加 費用 | 1回 1講師当り | 1教室 講師謝金額 | |
| 60歳以上 | 墨彩画教室 | 4月～9月 第1、3水 | 11 | 15 | 87 | 70,633 | 6,600 | 77,233 | 有 | 600 | 6,000 | 12,000 | 墨や色を使って、多彩な表現を楽しみながら奥深さ、美しさを勉強する。経験豊かな講師の指導のもと、様々な技法を一つ一つ丁寧に覚えていった。 |
| 60歳以上 | 平家物語を読む | 4月～9月 第1、3金 | 12 | 40 | 362 | 73,248 | 0 | 73,248 | 無 | 0 | 6,000 | 12,000 | 古典に親しむ中で深き日本人の心を学び、人生の指針とする。平家物語を読みながら、作品の時代背景やエピソードに興味深を持たれたようで、多くの人から残り部分を教室として再度企画してほしいとの希望があった。 |
| 制限なし | みんなでお花見(輪投げ大会) | 4/7、8 | 2 | 制限なし | 88 | 2,352 | 0 | 2,352 | 無 | 0 | 0 | 0 | 輪投げ大会を交え、地域の方にもご家族やお友達と一緒に桜を楽しんでいただいた。 |
| 60歳以上 | らくらく体操(介護予防体操) | 4月～3月 第2水 | 12 | 30 | 300 | 84,480 | 0 | 84,480 | 無 | 0 | 6,000 | 6,000 | 日本ボディポテンシャル協会(AA級公認指導士・介護予防体操指導士・ヨーガ公認指導士)の講師により量の上でできる転倒防止体操を習得した。体操の後は皆さん気持ちよさそうで、実施回数を増やしてほしいとの要望も多く寄せられた。 |
| 60歳以上 | 健康体操教室 | 4月～3月 前・後期 月3回・金 | 20 | 15 | 184 | 0 | 7,200 | 7,200 | 有 | 600 | 0 | 0 | 健康福祉局からの依頼事業で、ストレッチやボールを使った運動を行い、健康づくりにつなげる。利用者の多くは教室終了後、同好会へ入会し、引き続き体操を行なっている。継続して行う体操の心地良さが覗える。 |
| | | | 20 | 15 | 95 | 600 | 4,200 | 4,800 | 有 | 600 | 0 | 0 | |
| 60歳以上 | 書道教室 | 4月～7月 第1、3月 | 8 | 15 | 56 | 48,000 | 0 | 48,000 | 無 | 0 | 6,000 | 12,000 | 日本古来の書道の奥深さ・書体の美しさを再認識する。経験豊かな講師による指導のもと、字にまつわる様々な話題と共に一つ一つ丁寧に覚えていく。最終日、修了証の授与には皆さん大変喜んでいました。 |
| 60歳以上 | グランドゴルフ | 4月～6月 10月～12月 | 6 | 15 | 79 | 17,710 | 2,370 | 20,080 | 有 | 30 | 0 | 0 | やさしいルールで、初心者でも楽しみながら体力アップをはかる。庭の起伏を生かして変化に富んだコースで、グランドゴルフを楽しんでいた。キャンセル待ちも多く人気の企画となっている。 |
| 60歳以上 | うたごえ広場 | 4月～2月 偶数月 | 6 | 25 | 103 | 47,016 | 0 | 47,016 | 無 | 0 | 6,000 | 6,000 | 顔・身体のストレッチから始めて、昔なつかしい歌を歌った。皆さん大きな声でたくさん歌って気持ち良さそうであった。 |
| 60歳以上 | 体に良い園芸 | 4月～6月 | 3 | 15 | 20 | 19,166 | 10,500 | 29,666 | 有 | 1500 | 6,000 | 6,000 | 野菜を栽培したり、植物を利用した作品作りなどを通して心身の活性化を図る。野菜栽培、ポプリづくり、芝人形作りなどを楽しんだ。 |
| 60歳以上 | 体に良い園芸(1/3)10月 | 10月～12月 | 3 | 15 | 10 | 6,555 | 5,000 | 11,555 | 有 | 500 | 6,000 | 6,000 | 野菜を栽培したり、植物を利用した作品作りなどを通して心身の活性化を図る。野菜栽培、ポプリづくり、芝人形作りなどを楽しんだ。前期後要望が強く再度開催した。 |
| 60歳以上 | 体に良い園芸(2/3)11月 | 10月～12月 | 3 | 15 | 11 | 6,611 | 5,500 | 12,111 | 有 | 500 | 6,000 | 6,000 | 野菜を栽培したり、植物を利用した作品作りなどを通して心身の活性化を図る。野菜栽培、ポプリづくり、芝人形作りなどを楽しんだ。前期後要望が強く再度開催した。 |
| 60歳以上 | 体に良い園芸(3/3)12月 | 10月～12月 | 3 | 15 | 6 | 6,555 | 5,000 | 11,555 | 有 | 500 | 6,000 | 6,000 | 野菜を栽培したり、植物を利用した作品作りなどを通して心身の活性化を図る。野菜栽培、ポプリづくり、芝人形作りなどを楽しんだ。前期後要望が強く再度開催した。 |
| 60歳以上 | みんなで輪踊り | 4月～3月 第4水 | 12 | 30 | 319 | 73,840 | 0 | 73,840 | 無 | 0 | 6,000 | 6,000 | うろ覚えの輪踊りを講師より正確にならない、輪踊りをする。飛び入りの参加も受付けて、毎回たくさんの方が参加された。 |

自主事業に要した総経費は、指定管理料(自主事業費)から充当した額と参加者負担費から充当した額等の合計となります。

平成24年度自主事業報告書

| 募集対象 | 事業名(教室名) | 開催時期 及び回数 | | 参加人数 | | 自主事業経費 | | | 1人当り参加費 | | 講師謝金 | | 備考 (共催団体・その他) |
|-------|-----------------|-------------------------|----|----------|-----------|-------------|-------------|---------|------------|--------------|-------------|--------------|---|
| | | | | 募集 人数 | 延参加人 数 | 委託料 支出総額 | 参加者 負担総額 | 総経費 | 徴収の 有・無 | 参加 費用 | 1回 1講師当り | 1教室 講師謝金額 | |
| 60歳以上 | かわり湯 | 4月～3月 毎月26日 | 12 | 制限なし | 2057 | 8,320 | 0 | 8,320 | 無 | 0 | 0 | 0 | 26日の日に、入浴剤を入れて、湯の色と香りを楽しみながら入浴していただいた。利用者からは好みの入浴剤について感想が自然ときかれるようになった。 |
| 60歳以上 | パソコン教室 | 5月 毎水 | 4 | 15 | 46 | 24,000 | 0 | 24,000 | 無 | 0 | 6,000 | 24000 | パソコンを使ったデジカメ編集の、ステップアップを図る。デジカメでとった写真を、パソコンで編集し、スライドショーなどを作成した。多くの方から講座の継続希望をいただいた。 |
| 60歳以上 | みんなで梅の実もぎ | 5/28 | 1 | 制限なし | 3 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 庭内に実った梅の実を利用者に還元する。翠風荘内になった梅の実を職員・利用者が一緒に収穫し、収穫の喜びを共にし好評であった。 |
| 60歳以上 | 翠のサロン ～ミニ・コンサート | 5月～3月 奇数月 | 6 | 40 | 237 | 159,269 | 0 | 159,269 | 無 | 0 | 0 | 0 | ヴァイオリン・フルート・ピアノ・歌などさまざまなジャンルの生の演奏を近くで聴くことができ、とても良かったと好評であった。毎回多くの申込があった。 |
| 60歳以上 | 看護実習生の受け入れ事業 | 5、6、12 月 | 8 | 制限なし | 324 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 看護実習生との交流の中で健康に関する情報を貰う。実習生に血圧測定をしてもらったり、卓球をしたり、談話をしたりしてコミュニケーションをはかった。5日間の受け入れ。 |
| 60歳以上 | ケータイ安全教室 | 6/20 | 1 | 20 | 18 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 携帯電話を日常生活に役立てる。携帯電話のいろいろな機能を知り、操作方法を習う。日頃漠然と疑問をもっていたことなども聞くことができたようで有効な教室となった。 |
| 60歳以上 | 演芸大会 | 6/29、11/30 | 1 | 70 | 133 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 大広間で毎日やっている、歌や踊りなどを発表し、親睦を深めるとともに、個々の向上心を養う。今年は歌・踊り・安来節等が披露され会場は楽しく、終始和やかな雰囲気となった。 |
| 60歳以上 | 交通安全講話 | 7/12、 9/27、 12/13 | 3 | 制限なし | 83 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 交通安全の話聞き、被害者・加害者にならないようにする。栄警察署の婦警さんより交通安全の講話をお聴きした。 |
| 60歳以上 | 紙芝居 | 9/7、3/2 | 1 | 40 | 58 | 5,000 | 0 | 5,000 | 無 | 0 | 0 | 0 | 街頭紙芝居のあの声、そして表現力豊かな語りに昔を懐かしみながら久しぶりの紙芝居を堪能した。 |
| 60歳以上 | 健康の玉手箱 | 8/20、9/24 | 1 | 10 | 33 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 健康を保つために必要とされる取り組みを、個人指導という形で的確に受けることができたので、参加者も十分理解できた様子であった。 |
| 60歳以上 | 元気に過ごすためのお口の健康 | 9/18 | 1 | 制限なし | 34 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 歯の大切さ・唾液不足でおこる様々な疾患など歯の専門家からのお話を聞いた。 |
| 60歳以上 | 切り絵教室 | 10～12月 火曜4回 | 4 | 15 | 20 | 31,841 | 6,600 | 38,441 | 有 | 1,100 | 6,000 | 12,000 | 紙をハサミや小刀で切り、作品を作り上げると同時に手先を動かすことで脳の活性化を促す。様々な図案を切り抜く「切り紙」の手法を学びながら綺麗な作品を作り上げた。 |
| 60歳以上 | 民謡を踊ろう教室 | 10～2月 木曜8回 | 8 | 10 | 83 | 51,898 | 0 | 51,898 | 無 | 0 | 6,000 | 12,000 | 地方の民謡にまつわる話を聞いて理解を深め、踊りを覚えて楽しむ。日本の民謡を先生の指導のもと、みんなで楽しく踊れた様子でした。 |
| 60歳以上 | デコパージュ教室(1/11) | 10月～3月 第1、3月 | 11 | 15 | 7 | 9,361 | 30,256 | 39,617 | 有 | 997～ 8756 | 6,000 | 12,000 | 頭と手先を使い脳の活性化を図るとともに、美的センスをみがきインテリア技術を高める。デコパージュの技法が学べ、毎回違う作品が作れて嬉しかったと好評だった。 |

自主事業に要した総経費は、指定管理料(自主事業費)から充当した額と参加者負担費から充当した額等の合計となります。

平成24年度自主事業報告書

| 募集対象 | 事業名(教室名) | 開催時期 及び回数 | | 参加人数 | | 自主事業経費 | | | 1人当り参加費 | | 講師謝金 | | 備考 (共催団体・その他) |
|-------|--------------------|-----------------|----|----------|-----------|-------------|-------------|-----------|------------|----------|-------------|--------------|---|
| | | | | 募集 人数 | 延参加人 数 | 委託料 支出総額 | 参加者 負担総額 | 総経費 | 徴収の 有・無 | 参加 費用 | 1回 1講師当り | 1教室 講師謝金額 | |
| 60歳以上 | デコパージュ教室(2,3/11) | 10月~3月 第1、3月 | 11 | 15 | 14 | 13,379 | 12,418 | 25,797 | 有 | 1,774 | 6,000 | 12,000 | 頭と手先を使い脳の活性化を図るとともに、美的センスをみがきインテリア技術を高める。デコパージュの技法が学べ、毎回違う作品が作れて嬉しかったと好評だった。 |
| 60歳以上 | デコパージュ教室(4,5/11) | 10月~3月 第1、3月 | 11 | 15 | 13 | 14,229 | 20,062 | 34,291 | 有 | 2,866 | 6,000 | 12,000 | 頭と手先を使い脳の活性化を図るとともに、美的センスをみがきインテリア技術を高める。デコパージュの技法が学べ、毎回違う作品が作れて嬉しかったと好評だった。 |
| 60歳以上 | デコパージュ教室(6,7/11) | 10月~3月 第1、3月 | 11 | 15 | 14 | 15,515 | 30,919 | 46,434 | 有 | 4,417 | 6,000 | 12,000 | 頭と手先を使い脳の活性化を図るとともに、美的センスをみがきインテリア技術を高める。デコパージュの技法が学べ、毎回違う作品が作れて嬉しかったと好評だった。 |
| 60歳以上 | デコパージュ教室(8,9/11) | 10月~3月 第1、3月 | 11 | 15 | 13 | 15,499 | 22,330 | 37,829 | 有 | 3,190 | 6,000 | 12,000 | 頭と手先を使い脳の活性化を図るとともに、美的センスをみがきインテリア技術を高める。デコパージュの技法が学べ、毎回違う作品が作れて嬉しかったと好評だった。 |
| 60歳以上 | デコパージュ教室(10,11/11) | 10月~3月 第1、3月 | 11 | 15 | 14 | 14,496 | 21,952 | 36,448 | 有 | 3,136 | 6,000 | 12,000 | 頭と手先を使い脳の活性化を図るとともに、美的センスをみがきインテリア技術を高める。 |
| 60歳以上 | 文化祭 | 10/26~28 | 3 | 制限なし | 1002 | 95,543 | 0 | 95,543 | 無 | 0 | 88,888 | 0 | 日頃の活動成果を発表する最大の機会として捉え、展示や舞台披露に熱心に力を入れ、協力し合う姿が生き生きとしていた。地域との交流に大いに役立った様子であった。 |
| 60歳以上 | 安全快適なお風呂のお話 | 10/5 | 1 | 制限なし | 43 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | 「浴室での事故を防ぎましょう!」との標語のもと入浴時の注意工夫を消防署の方よりお話いただいた。湯温40℃位を推奨されたのは利用者に特に役立つようであった。 |
| 60歳以上 | 竹細工づくり | 12/3 | 1 | 15 | 9 | 7,392 | 2,700 | 10,092 | 無 | 300 | 6,000 | 6000 | 竹を小刀で切り、作品を作り上げると同時に手先を動かすことで脳の活性化を促す。小刀を駆使しての作品に皆さん童心に帰ったようで楽しく盛り上がった。 |
| 60歳以上 | 暮らしの安全講座 | 2/21 | 1 | 制限なし | 25 | 0 | 0 | 0 | 無 | 0 | 0 | 0 | お年寄りを狙う、悪質な犯罪に関する情報を聞き、自分の身を守る。神奈川県暮らし安全指導員などの協力で、社会情勢にあった講話や寸劇を見聞きた。 |
| | | 合計 | | 585 | 6,003 | 922,508 | 193,607 | 1,116,115 | 0 | 21,613 | 208,888 | 204,000 | |

苦情対応状況報告

| | 年月日 | 内容 | 対応結果 |
|---|----------|--|--|
| 1 | 12.7.25 | お風呂時間を夏時間にしてください。 (早めの開湯) | 8時半から準備をはじめているが、所要時間がかかるため入浴開始を早くすることは困難で、また開館時間は横浜市で決められているので夏時間を設定することもできないと回答した。 |
| 2 | 12.9.1 | かくれて、ひる酒をのみ声を荒げているものがあり、このことに不快を思う人が多いので対応を | 館内での飲酒、飲酒してからの来館は禁止しているのですが、飲酒の現場を見たときにはすぐに知らせていただくようお願いし、スタッフ・職員も注意をして様子を見るようにした。 飲酒が確認された場合は、即刻お帰りいただくことになっている。 |
| 3 | 12.9.7 | 風呂場の洗面器と椅子がアカがこびりついていてすぐに落ちません。定期的な清掃をお願いします。 | 清掃は、毎日湯を抜いて行き、洗面器、椅子も洗剤をつけて洗っているが、指摘を受けたことを再度徹底した。 |
| 4 | 12.9.11 | 混んでいる時の風呂場でも歯磨きをしている者がいるので止めてもらうような注意書きがあったらと思う。 | 既に、風呂場では歯磨きをしないよう貼り紙をして注意しているが内容を以下に変更して協力していただくことにした。 「歯磨きをする場合は、洗面所をご利用くださいますようお願いいたします。」 |
| 5 | 12.11.2 | 翠風荘内で新興宗教の入信を勧誘されました。目に付く場所に宗教勧誘禁止の貼り紙を出してください。 | 「翠風荘ご利用のお願い」の掲示及びパンフレットには禁止を記してあるがあらためて掲示した。 |
| 6 | 12.11.11 | ネオポリス止のバスを栄プール行きにお願いしてもらいたい。 | 神奈川中央交通に、利用者からの声があったことを伝えた。 |
| 7 | 13.2.7 | ロッカーのカギをコインロッカーへ改修をお願いします。 | お金を入れるロッカーの良さもあるが、反面むずかしさもあり、簡単には改修できないのが実情なので、現状のままでご協力をお願いした。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(様式9)

平成24年度

施設名 横浜市翠風荘

サービス向上及び経費節減努力事項報告

| | 実施時期 | 内 容 | 効 果 |
|---|------|-------------------------|-------------------------------|
| 1 | 4月 | 喫煙室を撤去し、ロビーを拡張 | 自由にくつろげるスペースが増え、受動喫煙の心配がなくなった |
| 2 | 5月 | 浴室の前にソファを置いた | 以前のベンチより座り心地がよくなった |
| 3 | 4月 | 手摺りつき脚立の購入 | 安心して脚立にのぼることができるようになった |
| 4 | 4月 | 同好会のお知らせ掲示スペースの拡大 | 掲示できるチラシの数が増えた |
| 5 | 6月 | 大広間廊下、中庭の戸に網戸を取り付け | ハチや蚊などの侵入防止ができた |
| 6 | 6月 | 西洋アサガオで緑のカーテン実施 | 日よけの効果が得られ、花の観賞によって癒された |
| 7 | 6月 | ピクチャーレールの購入 | アラビア書道の展示が常時できるようになって喜ばれた |
| 8 | 7月 | 大広間のお茶を期間限定でほうじ茶に変更 | 季節を感じる事ができて好評だった |
| 9 | 年間 | 職員が、休日その他の時間外に安価な消耗品を購入 | 経費が削減された |
| | | | |
| | | | |

(様式7)

平成24年度備品

施設名 翠風荘

| NO | 品名 | 形状・その他 | 単価 | 購入数・年月日 | 廃棄数・年月日 | 増減 |
|----|-----------------|--------------------|---------------------------|---------------|----------------|----|
| 1 | 掃除機 | 破損及び動作不良のため | 18,000円 | H22.1 | 1台 H24.4.28 | 減 |
| 2 | ロビーチェア | 喫煙所撤去跡の 寛ぎの間に設置 | 43,600X1.05X 4=183,120 | 4台 H24.5.2 | | 増 |
| 3 | センターテーブル | 喫煙所撤去跡の 寛ぎの間に設置 | 24,400X1.05X 2=51,240 | 2台 H24.5.2 | | 増 |
| 4 | 掃除機 | 吸い込み不良の ため | 19,000円 | H19.11 | 1台 H25.1.31 | 減 |
| 5 | 掃除機 | 吸い込み不良の ため | 18,000円 | H22.1 | 1台 H25.1.31 | 減 |
| 6 | テーブル | 破損の為 | | H10.4.1 | 1台 H25.2 | 減 |
| 7 | ソファ | 汚れ、破損のため | | H10.4.2 | 1個 H25.2 | 減 |
| 8 | 肘掛ソファ | 汚れ、破損のため | | H10.4.3 | 2個 H25.2 | 減 |
| 9 | 肘掛長ソファ | 汚れ、破損のため | | H10.4.4 | 1個 H25.2 | 減 |
| 10 | ソファ | 汚れ、破損のため | | H10.4.2 | 2個 H25.3 | 減 |
| 12 | MS/パウチ HA-230RS | 動作不良のため | 20,100円 | H17.8.5 | 1台 H25.3 | 減 |
| 13 | ラミネーター | 動作不良のため | 19,800円 | H22.3.8 | 1台 H25.3 | 減 |
| 14 | バイク(自転車こぎ) | 動作不良のため | 20,100円 | H19.7 | 1台 H25.3 | 減 |
| 15 | サイドステッパー | 破損及び動作不良のため | 15,800円 | H19.7 | 1台 H25.3 | 減 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注)平成〇〇年度予算で購入した備品、または廃棄した備品を記入してください。

(様式6)

平成24年度修繕一覧

施設名 翠風荘

| NO | 修繕年月日 | 修 繕 箇 所 | 金 額 | 業 者 名 |
|----|-----------|-------------------------|---------|--------------|
| 1 | H24.4.20 | 喫煙室撤去 | 380,000 | 株式会社サワダホーム |
| 2 | H24.5.1 | マッサージチェア(FMC702) | 13,000 | ファミリー株式会社 |
| 3 | H24.5.30 | 蛍光灯修繕(工作室) | 9,870 | 株式会社デンサンサービス |
| 4 | H24.6.5 | 網戸設置(大広間、廊下) | 100,000 | 株式会社サワダホーム |
| 5 | H24.6.18 | 自閉式シャワー水栓修繕 | 73,899 | 有限会社南部サービス |
| 6 | H24.6.28 | 風呂パッキン交換(本体接続部) | 4,809 | 有限会社南部サービス |
| 7 | H24.7.13 | 浴室サッシ戸車交換(男子中ドア、女子外面ドア) | 31,000 | (株)サワダホーム |
| 8 | H24.7.20 | 風呂用ろ過装置部品交換 | 72,450 | (株)ユニ機工 |
| 9 | H24.8.13 | 浴槽用熱交換器トレ配管等修繕 | 71,400 | (株)戸塚工業所 |
| 10 | H24.9.14 | 自閉式シャワー水栓修繕 | 18,963 | 有限会社南部サービス |
| 11 | H24.9.24 | マッサージチェア修理 | 34,500 | ファミリー株式会社 |
| 12 | H24.10.12 | 浴槽用グラウンドパッキン交換修繕 | 24,150 | (株)戸塚工業所 |
| 13 | H24.11.15 | 女子シャワー水栓修繕作業 | 18,963 | (有)南部サービス |
| 14 | H24.12.12 | 浴室サッシ戸車交換(女子中ドア) | 23,000 | (株)サワダホーム |
| 15 | H25.1.8 | 空調用エアフィルター交換 | 81,900 | 進和テック |
| 16 | H25.1.29 | 浴槽用熱交換蒸気配管修繕 | 48,300 | (株)戸塚工業所 |

(様式6)

平成24年度修繕一覧

施設名 翠風荘

| NO | 修繕年月日 | 修繕箇所 | 金額 | 業者名 |
|----|----------|----------------------|--------|---------|
| 17 | H25.1.29 | 風呂ろ過装置修繕(アナログタイマー7個) | 32,550 | (株)ユニ機工 |
| 18 | H25.2.5 | 緊急非常ボタン修理代 | 15,750 | (株)ケアコム |
| 19 | H25.2.15 | 風呂用塩素滅菌機部品交換 | 89,250 | (株)ユニ機工 |
| 20 | H25.2.15 | 風呂用ろ過装置制御部修繕 | 25,200 | (株)ユニ機工 |
| 21 | H25.2.15 | 、風呂ろ過装置保守点検 | 36,750 | (株)ユニ機工 |
| 22 | H25.3.28 | カラオケマイク修理 | 20,779 | (株)第一興商 |

(様式5)

平成24年度委託内容一覧

施設名 横浜市翠風荘

| NO | 委託期間 | 委託内容 | 金額 | 業者名 |
|----|--------|---------------------|-----------|---------|
| 1 | 年間 12回 | 機械警備 | 456,000 | (株)市川総業 |
| 2 | 年間 4回 | 自動ドア保守点検 | 160,000 | (株)市川総業 |
| 3 | 年間 3回 | 植木手入れ・除草 | 480,000 | (株)市川総業 |
| 4 | 毎日 | 浴室清掃 | 1,276,800 | (株)市川総業 |
| 5 | 年間 12回 | 風呂場床面洗剤洗浄 | 240,000 | (株)市川総業 |
| 6 | 年間 2回 | カーペット清掃 | 178,200 | (株)市川総業 |
| 7 | 年間 4回 | 窓ガラス清掃 | 280,000 | (株)市川総業 |
| 8 | 年間 2回 | 害虫駆除 | 50,000 | (株)市川総業 |
| 9 | 年間 1回 | 座布団乾燥・消毒 | 42,000 | (株)市川総業 |
| 10 | 年間 2回 | トイレ消臭 エアーフレッシュナー | 32,000 | (株)市川総業 |
| 11 | 年間 6回 | トイレ消臭 サニタイザー | 96,000 | (株)市川総業 |
| 12 | 年間 2回 | レジオネラ属菌 水質検査 | 42,000 | (株)市川総業 |
| 13 | 年間 1回 | 排水管清掃 | 85,000 | (株)市川総業 |

(様式5)

平成24年度委託内容一覧

施設名 横浜市翠風荘

| NO | 委託期間 | 委託内容 | 金額 | 業者名 |
|----|-------|-------------------|---------|---------|
| 14 | 年間 1回 | 空調機器フィルター点検、調整、清掃 | 120,000 | (株)市川総業 |
| 15 | 年間 1回 | 屋上ドレンホット清掃 | 12,000 | (株)市川総業 |

平成24年度 翠風荘利用者会議 議事録

日時 平成25年3月1日(月) 13時～13時45分
場所 大広間
出席者 70名(同好会代表 32名 個人利用者 35名 職員 3名)

次第

- 1 開会の言葉(所長)
- 2 議長選出 富松隆男(陶芸同好会代表)
- 3 議事

① 利用者アンケート結果について

別紙「平成24年度利用者アンケート考察」に基づき、所長が説明
バスの本数；バス会社に伝達済
駐車料金；プールに伝達済
風呂の時間；満水に要する時間や清掃時間を考えて延長はできない
卓球台；卓球台を置くスペースがとれないのでできない

質問・意見

Q 冷暖房の設定基準はどうか

A 横浜市の基準に則り、冷房期間は7月から9月で28度設定、暖房期間は12月から3月で20度設定を基準としている。気候状況や体感温度も考慮している。部屋ごとには調整できない。

② その他

Q 友人と同好会を作って登録できるのか。

A 翠風荘で募集した教室が終了したあとも続けて活動していく団体を同好会と呼び、活動を支援するために6ヶ月の優先利用を認めている。そのほかの団体は、翠風荘で6ヶ月以上の安定的活動をしていると認められた場合に申請を受け付ける。

Q パソコンを使うことはできるか。

A パソコンは事務所にあるが、個人情報に関することもあるので貸すことはできない。利用ニーズ、頻度が高ければ今後検討する。

意見 AEDが置いてある表示をして知らせた方がよい。

要望 麻雀ができるといい。

④ 議長解任

⑤ 閉会の言葉(所長)

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会(以下「支援協会」という。)の経理の基準を定め、財務管理及び予算を適正に執行することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 支援協会の会計に関しては、法令及び規約に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

第3条 支援協会の会計は、その事業活動及び財政状態を明らかにするために、会計処理を行うにあたり、複式簿記の原則により、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

(経理事務の範囲)

第4条 この規定において、経理事務とは次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (3) 金銭の管理に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 債権債務の管理に関する事項
- (6) 物品等の管理に関する事項
- (7) 税務に関する事項

(会計年度)

第5条 支援協会の会計年度は、定款第47条の規定により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年度所属区分)

第6条 支援協会の収入及び支出の年度所属区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難い場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、光熱水費等その原因である事実の発生した期間が2年度にわたるときは、支払日の属する会計年度とする。

(会計職員)

第7条 支援協会は第4条に規定する経理事務を行うため、次の各号に掲げる会計職員を置く。

- (1) 会計責任者
 - (2) 出納責任者
 - (3) 経理担当職員
- 2 会計責任者は事務局長をもって充て、第4条に規定するすべての事務を総括する。
 - 3 出納責任者は、事務局長及び施設長を置かない施設にあっては事務局長が兼任し、施設長を置く施設にあっては施設長をもって充て、会計責任者の命を受けて、金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。
 - 4 経理担当職員は、事務局においては事務局職員、施設にあっては副館長または副所長(以下「副施設長」という。)副施設長のいない施設にあっては、出納責任者の指定した者とし、出納責任者の命を受けて、その事務のうち所管の部署に属する金銭の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

(会計単位)

第8条 支援協会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分して整理する。

- 2 特別会計は、特定の事業を行うため、特定の収入をもって特定の支出に充てる場合に設けることができる。
- 3 理事長は、特別会計を設ける場合は、総会の議決を得なければならない。また、廃止する場合も同様とする。

第2章 予算

(予算の基準)

第9条 支援協会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図る目的をもって、収入予算については、収入を適性かつ厳正に確保するとともに、支出予算については、最小の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するように努めなければならない。

- 2 支援協会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

(予算の編成)

第10条 理事長は、毎会計年度ごとに予算を作成し、定款22条第4号の規定により総会の議決を得なければならない。

- 2 予算は、会計単位ごとに編成し、予算科目は収入支出とも大・中・小に区分しなければならない。
- 3 予算外の支出又は予算超過支出に充てるため、予備費として相当と認める金額をあらかじめ支出予算に計上することができる。

(補正予算)

第11条 予算の成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、理事長は、補正予算を作成し、総会の議決を得なければならない。

(予算の執行及び流用)

第12条 予算の執行は、予算の範囲以内で行う。ただし、収入についてはこの限りでない。

- 2 理事長は執行上やむを得ない場合に限り、予算の流用をすることができる。予算の流用を行った場合は、総会に報告しなければならない。

(収入予算の執行)

第13条 収入予算の執行をするときは、収入伝票をもって決済を受けなければならない。

(支出予算の執行)

第14条 支出予算の執行をしようとするときは、あらかじめ支出伺一覧決裁書(以下「支出伺」という。)をもって、決済をうけなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 賃金(常勤職員就業規則第34条及び時給職員就業規則第23条に規定するものをいう。)
 - (2) 社会保険料(厚生年金保険料・健康保険料・児童手拠出金・雇用保険料及び労災保険料)、介護保険料
 - (3) 旅費
 - (4) 光熱水費・電話代・リース料等で銀行口座からの自動引落とし手続きをした経費の支出。
 - (5) 第29条第2項に規定する小口現金により、支出するとき。
- 2 支出伺には、見積書を添付しなければならない。
 - 3 前項において、契約の性質上、見積書を添付することが適当でない場合にはその支出の内容を説明する資料を添付しなければならない。
 - 4 支出金額の首票金額を訂正するときは、出納責任者が訂正しなければならない。
 - 5 支出伺には、支出伺ナンバーを記録しなければならない。

(支出予算の配付)

第15条 会計責任者は、出納責任者に支出予算を執行させようとするときは、予算の範

困内で出納責任者に対し、支出予算を配付しなければならない。

第3章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第16条 勘定科目は、別に定める。

(帳簿及び伝票)

第17条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

- (1) 主要簿
 - ア 総勘定元帳
 - イ 仕訳伝票
- (2) 補助簿
 - ア 予算差引簿
 - イ 補助元帳
 - ハ その他会計に関し必要な帳簿

第4章 出納

(会計処理)

第18条 会計の取り扱いは帳簿会計方式とする。

- 2 すべての取引の帳簿整理は、伝票によって行うものとし、補助簿に記載する場合も伝票に基づいて行うものとする。
- 3 発行する伝票には証拠書類を添付し、出納責任者の承認印をうけなければならない。

(取引金融機関)

第19条 支援協会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、出納責任者の承認を得なければならない。

(収入の扱い)

第20条 金銭の収納は収入に係わる関係書類に基づいて行わなければならない。

- 2 収納した金銭は速やかに、金融機関に預け入れなければならない。

(戻入の扱い)

第21条 支出の過誤払いとなった金銭又は返納金及び前払金の残額は、その支出を行った科目に戻入しなければならない。

(支出の原則)

第22条 支出は支援協会の債務が確定し、支払義務が発生した後に、正当な債権者のために行うものとする。ただし、前払金をしようとする場合はこの限りでない。

(支出の扱い)

第23条 金銭の支払いは、当該経費の支出に係わる支出伺書・債権者の請求書その他支出の根拠を証する書類等に基づいて行わなければならない。

- 2 出納責任者は、前項の書類を照合、審査し、支払金額及び支払い内容に誤りがないことを確認した上で金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払方法は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として債権者の預金口座への振込みにより行うものとする。
 - (1) 第29条に規定する小口現金をもって支払う経費
 - (2) 慣習上現金をもって支払うこととされている経費

(請求書)

第24条 前条第1項に規定する請求書には、債権者に次の各号に掲げる事項を明瞭に記載させなければならない。

- (1) 請求金額、その内容及び算出基盤
 - (2) 債権者の住所及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者名)
 - (3) 請求年月日及び請求印(法人にあっては、社印又は代表者印)
- 2 前項第3号に規定する請求印は契約書及び見積書と同一の印でなければならない。ただし、第14条第1項の各号に規定するものについては、この限りでない。
 - 3 サインを慣習とする外国人の自署は、前2号に規定する請求書印と見なす。
 - 4 請求書の請求金額以外の記載事項については、請求印をもって訂正することができる。

(支払理由書等)

- 第25条 前条に規定する請求書を債権者に提出させることが困難なものについては、支払理由書をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する支払理由書には金額・算出基盤・支払事由・債権者住所氏名等を明記し、出納責任者が記名押印しなければならない。
 - 3 第23条から第25条第1項までの規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書に代えるものとする。
 - (1) 給与及び社会保険料については、支払内訳書
 - (2) 旅費については、出張簿の写し又は旅費請求内訳書
 - (3) 第30条に規定する自動口座振替払を行うときは、事業者からの検針票、口座振替払通知書及びこれらに準じるもの

(領収書の徴収)

- 第26条 金銭の支払を行った場合は、請求書と同一の記名押印または署名のある領収書を徴しなければならない。ただし、第23条第3項に規定する口座振込みによる支払いを行った場合は、取引金融機関の受領書をもって債権者の領収書に代えることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、祝金・見舞金・香華料等やむを得ない事由により、領収書を徴することができないものは、その支払は正当であることを証明した支払証明書によって領収書に代えることができる。
 - 3 前項に規定する支払証明書には、支払金額、支払事由、支払先及び支払年月日などを明記し出納責任者の確認印を受けなければならない。
 - 4 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、領収書又は領収印に代えるものとする。
 - (1) 第29条に規定する小口現金による3万円以下支払いについては、レジスタ一によって発行される金銭の受領事実を証明する書類
 - (2) 第30条に規定する自動口座振替払については、事業者からの口座振替払済通知書及びこれに準ずるもの

(戻出の扱い)

- 第27条 収入の過誤納となった金銭は、その収入を行った科目から戻出しなければならない。

(前払金)

- 第28条 次の各号に掲げる経費については、前払金をすることができる。
- (1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料
 - (2) 機器リース料及び委託料のうち前払金を必要とする経費
 - (3) その他会計責任者が特に必要と認める経費

(小口現金)

- 第29条 会計責任者は、小口の経費支払に充てるため、出納責任者に30万円を限度として、現金を保管させることができる。

- 2 小口現金は、1件10万円を限度として、第23条第1項に規定する支出の扱いによりがたい経費の支払に充てることができる。なお、1伝票10万円を超える支出は、支出伺書に見積書を添付し事務局へ提出する。ただし、祝い金、見舞金、香華料の限度額については、この限りでない。
- 3 第23条から26条までの規定にかかわらず、前項の支払で10万円以下の場合には、支払先から領収書または支払を証明する書類のみを徴することとする。この場合において、領収書又は支払を証明する書類は、その支払内訳を明らかにしなければならない。
- 4 出納責任者は、小口現金受払簿を備えて小口現金の受払を明らかにしなければならない。
- 5 出納責任者は、小口現金とその他の現金とを混同してはならない。

(自動口座振替払)

第30条 第22条及び23条の規定にかかわらず、公共料金・リース料等の支払については、自動口座振替払を行うことができる。

- 2 口座振替を行う事業者及び取引金融機関に自動口座振替払を申込みときは、会計責任者の承認を受けなければならない。
- 3 会計責任者または出納責任者は、自動口座振替払を行う金事業者から検針票、口座振替払通知書及びこれらに準じるものが送付されたときは、速やかに仕訳伝票を起票しなければならない。

(月次報告)

第31条 会計責任者は、毎月末日において試算表を作成しなければならない。

- 2 会計責任者は、前項の試算表作成にあたり、総勘定元帳の金額に基づいて関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。また、預金についても、取引金融機関の残高と照合、確認しなければならない。

第5章 契 約

(契約の原則)

第32条 支援協会における売買、賃貸、請負、その他の契約(以下「契約」という。)に関しては、法令、規約、規定又は予算の定めるところに従い、理事長が締結しなければならない。

- 2 契約の期間は当該年度を越えて契約することができない。ただし、性質上会計年度をこえざるを得ないときはこの限りではない。

(契約締結方法)

第33条 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 1件10万円未満の契約をする場合
- (2) 契約の性質または目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき
- (3) 災害の発生などにより、緊急を要するとき

(契約書の作成)

第34条 理事長は、契約の相手先が決定したときは、契約書を作成し、契約の目的、契約金額、及び履行期限等に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約期間

- (3) 契約代金の支払又は受領時期及び方法
- (4) 前払金及び部分払の方法
- (5) 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更又は契約内容の変更
- (6) 監査及び検査
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な書類

2 前項の規定により、契約書を作成するときは、理事長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

第35条 前条第1項の規定にかかわらず、契約金が100万円未満の契約をするときは契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約履行に必要な用件を記載した見積書、請書その他これらに準ずる書類を徴さなければならない。

(検査)

第36条 理事長は、請負契約、物品の買入等の契約について履行の届出があったときは、職員に検査を行わせるものとする。

第6章 決算

(決算関係書類の作成)

第37条 会計責任者は、会計年度末日において決算整理し、年度終了後2カ月以内に次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 収支計算書

第7章 物品等の管理

(物品の分類)

第38条 物品は、次の各号に掲げる区分により、分類しなければならない。

- (1) 備品 購入価格が30,000円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。ただし、図書については、購入価格が15,000円以上のもの。
- (2) 消耗品 前項に掲げる物品の分類に属さないもの。

2 前項の規定にかかわらず、区との委託契約書等で別段の定めがある場合は、その例による。

(現物管理)

第39条 出納責任者は、備品台帳等を備え備品の出納に関する事実を記載しなければならない。ただし、施設の図書コーナー等の図書については、別に管理する。

2 出納責任者は、郵便切手及びはがきの管理については、管理簿を備えてその受払を明らかにしなければならない。

(寄付の受納)

第40条 出納責任者は、金銭及び物品の寄付の申込みがあったときは、次の事項を記載した調書を作成し、伺書をもって理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 寄付者の氏名及び住所
- (2) 金額または物品の品名、数量
- (3) 受け入れについての意見

第8章 税 務

(税務の範囲)

第41条 本章において税務とは、支援協会の税金申告及び納付に関する業務をいう。

(税務の原則)

第42条 税務は、税務関係法令を適正に解釈適用し、適正な納税額を申告及び納税を行うものとする。

- 2 税務に係る会計その他の処理については、適法かつ良好な納税条件を維持するために遺漏のないように留意しなければならない。

(補則)

第43条 この規定の施行について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 常勤職員就業規則

制 定 平成22年4月1日

一協会事務局長、事務局職員、地区センター館長、地区センター副館長、
コミュニティハウス館長、老人福祉センター横浜市翠風荘所長、翠風荘副所長用一

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会（以下「支援協会」という）と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって支援協会の発展及び職員の地位・労働条件の向上を図ることを目的として定める。支援協会及び職員は、この規則を遵守し、ともに協力して支援協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。

2 職員の労働条件及び就業等に関する事項は、この規則ならびに関係諸規定のほか、労働基準法（以下「労基法」という）その他の法令に定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、支援協会の事務局長、事務局職員、地区センター館長、地区センター副館長、コミュニティハウス館長、老人福祉センター横浜市翠風荘（以下「翠風荘」という）所長及び翠風荘副所長（以下「職員」という）に適用する。

(規則遵守の義務)

第3条 支援協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍、信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取り扱いをしてはならない。

2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員は就職希望者のうちから選考して採用する。

2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力・適性等を判定して行う。

(選考時の提出書類)

第5条 支援協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 自筆の履歴書

(2) 写真(3カ月以内に撮影したもの)

(採用時の提出書類)

第6条 新たに支援協会に採用された者は、支援協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。ただし、選考の際、すでに提出してあるものについては、この限りではない。

(1) 住民票記載事項の証明書

(2) 誓約書

(3) 通勤の方法

(4) 前職のあった者は、厚生年金被保険者証及び雇用保険被保険者証

(5) 給与所得の扶養控除申告書

(6) 採用の年に給与所得のあった者は、源泉徴収票

(7) 健康保険被扶養者届

(8) その他支援協会が必要とする書類

2 前項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、すみやかに、文書により、その内容を届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第7条 支援協会は、新たに採用した職員に対し、就業規則その他の関係書類を明示し、労働時間、賃金その他の必要事項に関しては雇入通知書を手交して労働条件を明示するものとする。

第3章 勤務

第1節 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第8条 職員の所定労働時間、各日の始業及び終業時刻は次のとおりとする。

(1) 所定労働時間

事務局長及び事務局職員

1日7時間00分、週35時間
ただし、事務局長が館長を兼務する場合は、地区センターの労働時間も準用する。

地区センター館長及び副館長

1日7時間00分、週35時間
ただし、日曜日・祝日については7時間30分の勤務とし、週35時間になるよう協会の事務局長が定める日に30分を振り替えて休むことができる。

コミュニティハウス館長
翠風荘所長及び副所長

1日7時間00分、週35時間
1日7時間30分、週37時間30分

(2) 始業・終業時刻

ア 事務局長及び事務局職員

| 曜日 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|----------------|------|-----------|
| 月曜日から 金曜日まで | — | 午前9時・午後5時 |

イ 地区センター館長及び副館長

| 曜日 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|----------------|----------|------------------------------------|
| 月曜日から 土曜日まで | 早番 遅番 | 午前8時45分・午後4時45分 午後1時15分・午後9時15分 |
| 日曜日・祝日 | | 午前8時45分・午後5時15分 |

ウ コミュニティハウス館長

| 勤務日数 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|------|----------|------------------------|
| 週5日 | 早番 遅番 | 午前9時・午後5時 午後1時・午後9時 |

エ 翠風荘所長及び副所長

| 勤務日数 | 勤務形態 | 始業・終業時刻 |
|------|------|--------------|
| 週5日 | — | 午前8時30分・午後5時 |

(休憩時間)

第9条 勤務時間の途中に、1時間の休憩時間を与える。

2 休憩時間は、自由に利用することができる。

(休日)

第10条 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 事務局長及び事務局職員

ア 日曜日、土曜日及び祝日等

イ 年末・年始(12月29、30、31日、1月2、3日)

ウ その他支援協会が休日と定めた日

(2) 地区センター館長及び地区センター副館長

ア 事務局長があらかじめ定める1週につき2日の日(ただし、本郷・豊田は、第3月曜日、上郷は第4火曜日を指定休日とする。)

イ 年末・年始(12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日)

ウ 祝日等(1月1日を除く)の翌日から4週間以内で事務局長が定める日

エ その他支援協会が休日と定めた日

(3) コミュニティハウス館長

ア 事務局長があらかじめ定める1週につき2日の日

イ 年末・年始(12月29、30、31日、1月1、2、3日)

ウ 祝日等(1月1日を除く)の翌日から4週間以内で事務局長が定める日

エ その他支援協会が休日と定めた日

(4) 翠風荘所長及び翠風荘副所長

ア 事務局長があらかじめ定める1週につき2日の日

イ 年末・年始(12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日)

ウ 祝日等(1月1日を除く)の翌日から4週間以内で事務局長が定める日

エ その他支援協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第11条 事務局長は、業務の都合その他必要あるときは、前条の休日を他の日に振り替えることがある。

2 事務局長は、前項の規定により休日を振り替える場合は、振り替える日の前後1週間以内の特定日を振替休日として指定しなければならない。この場合において、休日は4週間を通じ4日を下まわることとはできない。

(育児時間)

第12条 生後満1年に達しない乳児を育てる職員が、あらかじめ申し出た場合は、休憩時間のほかに、1日につき2回、それぞれ30分の育児時間を与える。

2 前項の育児時間は、無給とする。

(介護時間)

第13条 要介護状態にある家族を介護する職員が、あらかじめ申し出た場合は、連続する3月の期間で、1日につき2回、それぞれ30分の介護時間を与える。

2 前項の家族とは、配偶者、父母、子及び配偶者の父母をいう。

3 前項の介護時間は、無給とする。

(非常時の時間外及び休日労働)

第14条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、事務局長は労働基準法33条の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、又は休日に勤務させることができる。

第2節 事業所外勤務及び出張

(事業所外勤務及び出張)

第15条 事務局長は、業務上必要がある場合は、事業所外での勤務又は出張勤務を命ずるこ

とができる。

- 2 職員は、前項の規定により事務所外での勤務又は出張をした場合は、あらかじめ別段の指示をしない限り、当該事務所外での勤務時間又は出張に要した時間を、第9条に規定する所定労働時間の全部または一部とみなす。
- 3 第1項の業務を遂行した場合で、当該業務に要した第9条に規定する所定労働時間を越えたときは、当該越えた時間を他の日に振り替えて休むことができる。
- 4 出張旅費に関する事項については、第4章の規定による。

第3節 出勤、退出、遅刻、早退等

(出勤及び退出)

第16条 職員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞無く退出しなければならない。

(遅刻及び早退)

第17条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出した者は早退とする。

- 2 前項の規定による遅刻及び早退をした者の賃金の支払いについては、第4章の定めるところによる。

(遅刻、早退及び外出等の手続き)

第18条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続きにより事前に所属長（支援協会の事務局職員、地区センター館長、コミュニティハウス館長及び翠風荘所長については事務局長を、地区センター副館長については地区センター館長、翠風荘副所長については翠風荘所長をいう。以下同じ）の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に承認を得られなかった場合は、事後、すみやかに届け出て承認を得なければならない。

第4節 休暇及び休業

(休暇及び休業の種類)

第19条 休暇及び休業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 夏季有給休暇
- (3) 病氣有給休暇
- (4) 特別有給休暇
- (5) 生理休暇
- (6) 産前産後の休暇
- (7) その他協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第20条 年次有給休暇の休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 休暇年度の初日に在職（新たに採用された場合を含む）する職員に対して1年につき20日の年次有給休暇を与える。
- 3 4月2日以降に採用された職員に対して、次のとおり有給休暇を与える。

| | | | | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| 採用月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 休暇日数 | 18 | 17 | 16 | 15 | 13 | 12 | 10 | 8 | 7 | 5 | 3 | 1 |

- 4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、事務局長が必要と認める場合は、半日を単位とすることができる。
- 5 職員が、その雇用期間内に与えられた年次有給休暇の全部又は一部を受けなかった場合で、第45条第1項ただし書又は第46条の規定により雇用期間を更新されたときは、その受けなかった日数を、更新された雇用年度に与えられる年次有給休暇の日数に加算して受

けることができる。ただし、加算できる年次有給休暇の日数は、20日を超えることはできない。

(夏季有給休暇)

第21条 職員が6月1日から9月30日までの間に勤務する場合は、1日を単位として2日の範囲内で夏季休暇を与える。

2 年度の途中で採用された者の夏季有給休暇は、次のとおりとする。

| | | |
|-----|----------|----------|
| 採用 | 6/1～7/30 | 8/1～9/30 |
| 休暇日 | 2日 | 1日 |

3 夏季有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。ただし、事務局長が必要と認めるときは、半日を単位として取得することができる。

(病気有給休暇)

第22条 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、20日の範囲内で病気有給休暇を与える。

2 病気有給休暇は、1日を単位とする。

3 職員は、病気有給休暇を取得す場合には、事前に理由を添えて事務局長に届け出なければならない。

4 前3項の届出には医師の診断書を添付しなければならない。ただし、3日以内の場合は診断書に代わるものでも承認することができる。

(特別有給休暇)

第23条 次の各号の一に該当するときは、請求により連続した特別有給休暇を与える。ただし、生計を一にする姻族及び継父母のときは、血族に準ずるものとする。

- (1) 配偶者又は血族の父母が死亡したとき 7日
- (2) 血族の子が死亡したとき 5日
- (3) 血族の祖父母又は兄弟姉妹が死亡したとき 3日
- (4) 姻族の父母が死亡したとき 3日
- (5) 血族の孫、おじ又はおばが死亡したとき 1日
- (6) 姻族の子、祖父母、兄弟姉妹、おじ又はおばが死亡したとき 1日

2 職員が、服忌のために旅行をする場合は前項の休暇日数に、往復に必要な日数を加算する。

3 服忌休暇が重複する場合は、重複する一方の休暇を減ずるものとする。

(生理休暇)

第24条 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求したときは、必要日数の休暇を認める。このうち2日を限度に有給とする。

(産前産後の休業)

第25条 産前産後の職員については、労働基準法第65条の規定を適用する。

(休暇中の休日の取り扱い)

第26条 休暇期間中に休日があるときは、年次有給休暇についてはこれを除いて計算し、その他の休暇についてはこれを含めて計算する。

(休暇の願出等)

第27条 職員は、休暇を受けようとするときは、その前日までに、所属長に願出しなければならない。

2 業務外の傷病による休暇が10日以上に及ぶときは、休暇の願出に医師の診断書を添付しなければならない。

3 所属長は、前2項の規定により休暇の願出があったときは、業務上特別の事情がある場合を除き、承認を与えなければならない。ただし、業務上特別の事情がある場合には、その期日を変更させることができる。

4 職員は、休暇中であっても、業務の臨時の都合による特別の事情により勤務を命じられた場合は、速やかに、当該命令に従わなければならない。

第4章 賃金

(賃金の締切日及び支払日)

第28条 賃金は、毎月20日に、その月の全額を支払う。

2 20日が休日または金融機関の休業日に当たるときは、前項に定める支給日前の休日又は金融機関の休業日でない日に順次繰り上げて支払う。

3 労基法第25条の場合には、前2項に係わらず請求により支払日前に賃金を支払う。

(賃金の支払及び控除)

第29条 賃金は、その金額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたもの等は控除する。また、賃金は本人の申し出により預金口座振り込みにより支払うものとする。

(日割計算の日数)

第30条 この規定で定める日割計算の場合の日数は、年間の月平均労働日数をもってする。

(平均賃金)

第31条 この規定及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによる。

(賃金控除)

第32条 賃金の一部を控除する場合において、賃金が月額をもって定められている場合は、日割または時間割計算でこれを控除して行う。

(端数計算)

第33条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

第34条 賃金を次のとおり分類する。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 賞与

(基本給の対象となる労働)

第35条 基本給は、1カ月(暦月)の就業に対して支給する。

(退職または死亡した月の基本給)

第36条 職員が退職または死亡した場合、その月分の基本給は辞令日(または死亡当日)までを日割計算して支給する。ただし、欠勤のため基本給を支給しない場合を除く。

(基本給の額)

第37条 基本給の額は、職員賃金として横浜市からの指定管理料及び委託料の中に計上された金額とする。

(欠勤した場合の計算)

第38条 職員が欠勤した場合、基本給を日割り計算した日額に欠勤日数を乗じた額を控除して支給する。ただし、労働者災害補償保険法に基づく休業補償、または健康保険法による傷病給付金を受ける場合は、この限りではない。

(遅刻、早退、私用外出等の場合の計算)

第39条 所定労働時間の一部を休業した場合においては、その時間に対する賃金は支給しない。ただし本規定で別に定める場合においてはその規定による。

2 控除のための計算単位は、30分をもって一単位とする。

(月度の中途の採用及び休復職の取扱)

第40条 職員が、月度の中途より採用または休復職した場合は、基本給計算上、採用または

復職前及び休職後の所定労働日を欠勤したものと見なし、第38条に準じて取り扱う。

(通勤手当)

- 第41条 通勤のため交通機関を利用することを常例とする職員に、通勤手当を支給する。
ただし、職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月に初日から末日までの全日数に通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。
- 2 通勤手当は、通勤に要する1箇月の通勤定期代を30,000円の範囲内で支給するものとする。

(賞与)

- 第42条 賞与の支給率、支給基準日その他賞与に関し必要な事項は、予算の範囲内でその都度決定する。

(旅費)

- 第43条 第14条の規定により事務所外で勤務し、又は出張した場合には、旅費を支給する。
- 2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
ただし、業務の都合または天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

第5章 服務規律

(服務の原則)

- 第44条 職員は、この規則のほか、協会の規則及び業務上の命令を遵守し、風紀・秩序の維持ならびに能率の向上に努め、お互いに人格を尊重し、誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

- 第45条 職員は、勤務にあたり次の事項を守らなければならない。
- (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化をはかること
 - (2) 業務の遂行にあたっては、支援協会の方針を尊重し、常に、同僚とお互いに助け合い円滑なる運営を期すること
 - (3) 消耗品は、常に節約し、備品・帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること
 - (4) 不正不義の行為により、支援協会の体面を傷つけ、または支援協会全体の不名誉となるような行為をしないこと
 - (5) 支援協会の施設、事務機器等をみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと
 - (6) 支援協会の許可なく、自家用車で通勤し、または業務に用いないこと
 - (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、または他の者の業務を妨げないこと
 - (8) 支援協会の許可なく、施設内等敷地内で、宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと
 - (9) 支援協会の許可なく、施設内等敷地内で、業務に関係のない、集会、文書掲示または配布、及び放送などの行為をしないこと
 - (10) その他、支援協会が定める諸規則及び協会の通達、通知事項を守ること

(人事異動)

- 第46条 支援協会は、職員に対して、職場もしくは職務の変更その他人事上の異動を命ずることがある。

(雇用期間)

- 第47条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、5年度を限度に再任を妨げない。

(雇用期間の延長)

第48条 前条の規定にかかわらず、健康でかつ勤務成績が優秀な職員については、理事長が認めた場合に限り、雇用期間を延長することができる。

(退職)

第49条 職員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 退職を願い出て、承認されたとき
- (2) 死亡したとき

(解雇)

第50条 支援協会は、職員が、次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠く場合
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 業務の都合により廃職または過員を生じた場合
- (4) 支援協会運営上著しく不相当とみられる事実がある場合
- (5) 法令もしくは支援協会諸規定に違反した場合

第6章 研修

(研修)

第51条 支援協会は、業務に関する職員の知識、技能などの向上をはかるために必要な研修を行う。

2 職員は、支援協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全及び衛生

(安全の確保)

第52条 支援協会は安全確保及び災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第53条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持及び災害の防止に努めなければならない。

(衛生の確保)

第54条 支援協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進をはかることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第55条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健及び衛生に関する事項を守り、健康維持増進に努めなければならない。

第56条 支援協会は、次の健康診断を実施する。

- (1) 定期健康診断 年1回定期的に実施する
- (2) 臨時健康診断 伝染病が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または特に必要と認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある

(健康診断の結果処理)

第57条 支援協会は、健康診断の結果に基づき、就業の場所または業務の転換、勤務時間の短縮、その他職員の健康維持に必要な措置を命ずることがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

第8章 労働保険及び社会保険

(災害補償)

第58条 職員が支援協会の業務により死亡し、または負傷した場合には、法の定めるところにより、必要な災害補償を行うものとする。

2 前項の規定により、補償を受けるべき職員が同一の事由について、労働者災害補償保

険法（昭和22年法律第50号）によって前項の災害補償に相当する保険給付を受けた場合には、その給付額に相当する額は補償しない。

（雇用保険）

第59条 職員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく被保険者とする。

（厚生年金）

第60条 職員は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく被保険者とする。

（健康保険）

第61条 職員は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく政府管掌健康保険の被保険者とする。

第9章 補則

（委任）

第62条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務条件その他勤務に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

（経過措置）

1 この規則の施行前に従前の栄区区民利用施設協会に雇用され、引き続き支援協会に雇用された者については、雇用期間を第46条に規定する雇用期間を限度に通算する。

（施行日）

2 この規則は平成22年4月1日から施行する。

3 この規則は平成24年11月13日から施行する。

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 スタッフ職就業規則

制 定 平成22年4月1日

一地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、コミュニティハウススタッフ、ログハウススタッフ、老人福祉センター横浜市翠風荘コミュニティスタッフ用一

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会(以下「支援協会」という)と職員が相互信頼の上に立ち、秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって協会の発展及び職員の地位・労働条件の向上を図ることを目的として定める。協会及び職員は、この規則を遵守し、ともに協力して協会の社会的使命を達成することに努めなければならない。

2 職員の労働条件及び就業等に関する事項は、この規則ならびに関係諸規定のほか、労働基準法(以下「労基法」という)その他の法令に定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、コミュニティハウススタッフ、ログハウススタッフ、老人福祉センター横浜市翠風荘(以下「翠風荘」という)コミュニティスタッフに適用する。

(規則遵守の義務)

第3条 支援協会は、この規則に基づく労働条件により職員を就業させる義務を負い、職員の国籍、信条、性別、社会的身分を理由として、不合理な差別的取り扱いをしてはならない。

2 職員は、勤務に際しては職務上の責任を自覚し、誠実にこれを遂行しなければならない。

第2章 採用

(採用)

第4条 職員は、就職希望者のうちから選考し、理事長が任命する。

2 前項の選考は、職務を遂行するために必要な能力・適性等を判定して行う。

(選考時の提出書類)

第5条 支援協会に採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 写真(3か月以内に撮影したもの)

(採用時の提出書類)

第6条 新たに支援協会に採用された者は、支援協会の指定する日時までに、次の書類を提出しなければならない。ただし、選考の際すでに提出してあるものは、この限りではない。

- (1) 誓約書
- (2) 通勤の方法
- (3) その他支援協会が必要とする書類

2 前項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、すみやかに文書により、その内容を届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第7条 支援協会は、新たに採用する職員に対し、就業規則その他の関係書類を明示し、労働時間、賃金その他の必要事項に関しては雇入通知書を手交して労働条件を明示するものとする。

第3章 勤務

第1節 勤務時間、休憩、休日

(勤務時間)

第8条 職員の所定労働時間は別表(1)のとおりとし、始業及び終業時間は、事務局長が定める。

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当、翠風荘コミュニティスタッフ
 - ア 年末・年始(12月28、29、30、31日、1月1、2、3、4日)
 - イ その他支援協会が休日と定めた日
- (2) コミュニティハウススタッフ・ログハウススタッフ
 - ア 年末・年始(12月29、30、31日、1月1、2、3日)
 - イ その他支援協会が休日と定めた日

(休日の振替)

第10条 協会は、業務の都合その他必要あるときは、前条の休日を他の日に振り替えることがある。

- 2 休日を振り替える場合は、原則として当該日の前後1週間以内の特定日を振替休日として指定する。ただし、休日は4週間を通じ4日を下回ることはない。

(非常時の時間外及び休日労働)

第11条 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、労働基準法33条の手続きを経て、所定の勤務時間を延長し、または所定の休日に勤務させることができる。

第2節 出勤、退出、遅刻、早退、その他

(出勤、退出)

第12条 職員は、始業時刻に仕事を開始できるように出勤し、終業時刻以降は特別の指示のない限り遅滞なく退出しなければならない。

(遅刻、早退)

第13条 始業時刻後に出勤した者は遅刻、終業時刻前に退出したものは早退とし、賃金の支払いについては、第4章の規定による。

(遅刻、早退及び外出などの手続き)

第14条 職員が、遅刻、早退、私用外出、その他不就労の場合は、所定の手続きにより事前に所属長(地区センターコミュニティスタッフ、地区センターコミュニティスタッフ作業担当については地区センター館長、コミュニティハウススタッフについてはコミュニティハウス館長、ログハウススタッフについては事務局長、翠風荘コミュニティスタッフについては翠風荘所長、以下同じ)の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承認を得られなかった場合は、事後すみやかに、届け出て承認を得なければならない。

(欠勤手続き)

第15条 職員が、病気その他やむをえない理由で欠勤するときは、その具体的事由と予定日数をあらかじめ所属長に届け出て、承認を得なければならない。ただし、あらかじめ届け出ることができないときは、欠勤した日から3日以内に届け出て、承認を得なければならない。

(診断書の提出)

第16条 職員が、私傷病により連続10日以上欠勤するときは、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。

第3節 休暇

(休暇の種類)

第17条 協会の定める休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1)年次有給休暇
- (2)その他支援協会が指定した休暇

(年次有給休暇)

第18条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 年次有給休暇は、毎年4月1日の所定労働日数により別表(2)のとおり付与する。
- 3 年度の途中で採用された者の年次有給休暇日数は別表(3)のとおりとする。
- 4 年次有給休暇は、1日を単位として取得しなければならない。
- 5 休暇の年度繰越は認めない。

第4章 賃金

(賃金の締切日及び支払日)

第19条 賃金は毎月末日に締めきり、翌月15日に前月分の全額を支払う。

- 2 当日が休日または金融機関の休業日に当たるときは、前項に定める支給日前の休日等でない日に順次繰り上げて支払う。
- 3 労基法第25条に該当し、その請求があった場合は、前2条の規定に係わらず、既往の労働に対する賃金をそのつど支払う。

(賃金の支払及び控除)

第20条 賃金は、その全額を通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし、法令に定められたもの等は控除する。また、賃金は労基法の手続きを経て、本人の申し出により預金口座振り込みにより支払うものとする。

(平均賃金)

第21条 この規定及び他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労基法第12条に定めるところによる。

(端数計算)

第22条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

(賃金の分類)

第23条 賃金を次のとおり分類する。

時間給、
通勤手当

(時間給の額)

第24条 時間給の額は、採用時に相手方との合意により決定する。

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、予算の範囲内において支給するものとする。ただし、コミュニティハウススタッフ及びログハウススタッフには、支給しない

第5章 服務規律

(服務の原則)

第26条 職員は、この規則のほか、支援協会の規則及び業務上の命令を遵守し、風紀・秩序の維持ならびに能率の向上に務め、お互いに人格を尊重し、誠実に勤務しなければならない。

(遵守事項)

第27条 職員は、勤務にあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 自己の職務は、正確かつ迅速に処理し、常にその効率化をはかること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、協会の方針を尊重し、常に、同僚とお互いに助け合い円滑なる運営を期すること。
- (3) 消耗品は、常に節約し、備品・帳票類は丁寧に取り扱い、その保管には十分注意すること。
- (4) 不正不義の行為により、協会の体面を傷つけ、または協会全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 支援協会の施設、事務機器等をみだりに使用したり、許可なく私用に用いないこと。
- (6) 支援協会の許可なく、自家用車で通勤し、または業務に用いないこと。
- (7) 勤務時間中は、定められた業務に専念し、みだりに職場を離れ、または他の者の業務を妨げないこと。
- (8) 支援協会の許可なく、施設内等敷地内で、宗教活動、政治活動など業務に関係のない活動を行わないこと。
- (9) 支援協会の許可なく、施設内等敷地内で、業務に関係のない、集会、文書掲示または配布、及び放送などの行為をしないこと。
- (10) その他、支援協会が定める諸規則及び協会の通達、通知事項を守ること。

(雇用期間)

第28条 職員の雇用期間は、採用日から当該年度の末日までとする。ただし、地区センターコミュニティスタッフ作業担当は、5年度を限度として再任を妨げない。また、地区センターコミュニティスタッフ(作業担当は除く)、コミュニティハウススタッフ、ログハウススタッフ及び翠風荘コミュニティスタッフは、理事長が認めた場合に限り、3年度を限度として再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、健康でかつ適性があると理事長が認めた場合にはこの限りでない。

(退職)

第29条 職員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 退職を願い出て、承認されたとき。
- (2) 死亡したとき。

(解雇)

第30条 支援協会は、職員が、次の各号の一に該当するときは、30日前までに予告のうえ解雇する。

- (1) 勤務成績が不良で職員としての適格性を欠く場合。
- (2) 心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合。
- (3) 業務の都合により廃職または過員を生じた場合。
- (4) 支援協会運営上著しく不相当とみられる事実がある場合。
- (5) 法令もしくは支援協会諸規定に違反した場合。

第6章 研修

(研修)

第31条 支援協会は、業務に関する職員の知識、技能などの向上をはかるために必要な研修を行う。

2 職員は、支援協会の行う研修を進んで受けなければならない。

第7章 安全及び衛生

(安全の確保)

第32条 支援協会は安全確保及び災害防止に努めるものとする。

(安全の心得)

第33条 職員は、安全担当者その他の関係者の指示に従い、安全維持及び災害の防止に努めなければならない。

(衛生の確保)

第34条 支援協会は、職員の保健衛生に関する事項につき注意を払い、職員の健康の維持増進をはかることに努めるものとする。

(衛生の心得)

第35条 職員は、常に衛生担当者その他の関係者の指示に従い、保健及び衛生に関する事項を守り、健康維持増進に努めなければならない。

(健康診断)

第36条 支援協会は、次の健康診断を実施する。

(1)採用年度に実施する。

(2)臨時健康診断 伝染病が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または特に必要と認められたときは、臨時に健康診断を行うことがある。

(健康診断の結果処理)

第37条 支援協会は、健康診断の結果に基づき、就業の場所または業務の転換、勤務時間の短縮、その他職員の健康維持に必要な措置を命ずることがある。この場合、職員はこれに従わなければならない。

第8章 補則

第38条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務条件その他勤務に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

(1) この規則の施行前に従前の栄区区民利用施設協会に雇用され、引き続き支援協会に雇用された者については、雇用期間を第30条に規定する雇用期間を限度に通算する。

(2) この規則は平成22年4月1日から施行する。

(3) この規則は平成24年11月13日から施行する。

別表（1） 第8条 所定労働時間

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 地区センターコミュニティスタッフ 及び翠風荘コミュニティスタッフ | 6日24時間以内 |
| 地区センターコミュニティスタッフ（作業担当） | 1週6日9時間以内 |
| コミュニティハウススタッフ | 1週5日20時間以内 |
| ログハウススタッフ | 1週3日12時間以内 |

別表（2） 第18条第2項（年次休暇日数）

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 勤 続 年 数 | | | | | | |
|---------|------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 6ヵ月 | 1年6ヵ月 | 2年6ヵ月 | 3年6ヵ月 | 4年6ヵ月 | 5年6ヵ月 | 6年6ヵ月 |
| 5日以上 | 217日以上 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 4日 | 169～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121～168日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73～120日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |

別表（3） 第18条第3項（年度の途中で採用された者の年次有給休暇日数）

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 勤 続 年 数 | | | | | | |
|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|--|
| | | 4月2日～5月1日 | 5月2日～6月1日 | 6月2日～7月1日 | 7月2日～8月1日 | 8月2日～9月1日 | 9月1日～10月1日 | |
| 5日以上 | 217日以上 | 10日 | 9日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | |
| 4日 | 169～216日 | 7日 | 6日 | 5日 | 4日 | 3日 | 3日 | |
| 3日 | 121～168日 | 4日 | 4日 | 3日 | 3日 | 2日 | 2日 | |
| 2日 | 73～120日 | 2日 | 2日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | |
| 1日 | 48～72日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | |

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 勤 続 年 数 | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|------------|
| | | 10月2日～11月1日 | 11月2日～12月1日 | 12月2日～1月1日 | 1月2日～2月1日 | 2月2日～3月31日 |
| 5日以上 | 217日以上 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 | — |
| 4日 | 169～216日 | 2日 | 1日 | 1日 | — | — |
| 3日 | 121～168日 | 1日 | — | — | — | — |
| 2日 | 73～120日 | 1日 | — | — | — | — |
| 1日 | 48～72日 | — | — | — | — | — |

平成24年度翠風荘アンケート集計結果

平成25年3月1日

(実施期間 12月1日～24日 回収 402枚)

| | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 性別 | 男 | 女 | 無記入 |
| | 200 | 198 | 4 |

| | | | | | |
|----|------|------|------|-------|-----|
| 年代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | 90歳以上 | 無記入 |
| | 78 | 235 | 82 | 3 | 4 |

| | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 交通手段 | バス | 徒歩 | 自転車 | バイク | 車 | 無記入 |
| | 192 | 84 | 28 | 37 | 58 | 3 |

| | | | | | | | |
|------|------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 利用頻度 | ほぼ毎日 | 週2～3回 | 週1回 | 月2～3回 | 月1回 | 年数回 | 無記入 |
| | 52 | 124 | 65 | 141 | 9 | 8 | 3 |

| | | | | | | |
|--------|------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 利用開始時期 | 1年未満 | 2～3年前 | 5～6年前 | 10年未満 | 10年以上前 | 無記入 |
| | 44 | 99 | 73 | 80 | 97 | 9 |

| | | | | | | | |
|-----------------|------------|-----|---------------|--------------|-----|-----|-----|
| 利用目的 (複数回答可) | 翠風荘で募集したもの | 同好会 | カラオケ (大広間) | 囲碁・将棋 ・卓球 | お風呂 | その他 | 無記入 |
| | 83 | 211 | 51 | 76 | 139 | 10 | 17 |

| | | | | | |
|---------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 利用のきっかけ | 知人の紹介 | 広報さかえ | テレビ | その他 | 無記入 |
| | 146 | 180 | 2 | 49 | 25 |

| | | | | | | |
|----------------|-------|-----|----|----|-------|-----|
| 職員・スタッフ の対応 | 非常に満足 | 満足 | 普通 | 不満 | 非常に不満 | 無記入 |
| | 99 | 212 | 85 | 0 | 0 | 6 |

その他ご意見

| No. | 分類 | 内 容 |
|-----|------|---|
| 1 | | 麻雀もやれたら最高。 |
| 2 | | 同好会での使用時間を延長 3時→4時 |
| 3 | 運営 | 私はペットにお茶を入れて持参しますが、空になったトイレで給水しなければならないのは悲しい。上手に急須からいただいている方もありますが、禁止事項を破るのは心が痛いのでしたくないが、水かお茶(冬期は)をもらえるとうれしいです。 |
| 4 | | 昼休みにカラオケが終わるよう人数を減らしてほしい。 |
| 5 | | 歌の好きな人は多い、小部屋でアカペラで歌ったり小さな楽器を使って楽しめたらよいが。 |
| 6 | | 今回の演芸大会は飾りもシンプルで運営も非常によかったです。 |
| 7 | 自主事業 | 演芸大会は定員なり次第締切り。順番は抽選で。 |
| 8 | | 演芸大会は申し込み順番でしめ切った方がいいと思います。 |
| 9 | | 水彩画教室の事ですが、毎年1回、2回募集してもらいたい(広報にて)なぜなら、年々人数が減り一人一人の出費が多くなるので皆さんと楽しく過ごす為には是非、よろしく願います。 |
| 10 | | 冷暖房を止める時間を少し延長してほしい。 |
| 11 | | 図書を増やして欲しい。 |
| 12 | | 中庭の松が気にかかる。 |
| 13 | | もう少し利用者のことを思いやる。(冷暖房、廊下の灯り) |
| 14 | | 冷暖房は(室)温に応じて適宜入れていただきたい。 |
| 15 | | 卓球台を増設してほしい1台 |
| 16 | | 暖房が熱過ぎるので、調整できないのですか？ |
| 17 | | 冷暖房は(室)温に応じて適宜入れていただきたい。温度の高低にて、入・切してください。 |
| 18 | | 設備関係の補修に大変時間がかり過ぎます。 |
| 19 | | 自動販売機、プールにあるおにぎり色々あれば良いと思います。お願い申し上げます。 |
| 20 | 設備 | 卓球人口が多いので、もう一部屋の増設をお願いしたい。 |
| 21 | | 冷暖房 その時の状況に合わせてしてほしい(遅れる傾向あり) |
| 22 | | 空調設備(特に冷房)の改善。 |
| 23 | | コインロッカーの設置 |
| 24 | | 水彩画の水を汲んだりする場所がないので不自由。 |
| 25 | | お持ち帰り自由な本の置き場等あったらいいです。 |
| 26 | | 持ち帰り自由の本置場を作っていただきたい。 |
| 27 | | 横になるところがほしい。 |
| 28 | | 預りボックス(鍵)は100円使用に取替改修 |
| 29 | | 卓球台を2台にしてほしいです。 |
| 30 | | トイレの流れが悪い |
| 31 | | 冬場は脱衣場一外の間は閉めきってほしい(脱衣場の保温の為) |
| 32 | | 歯を磨く人がまだいます。なぜ、風呂で磨くのが悪いのか理由を付けた貼り紙をしてほしい。 |
| 33 | | (私の考え、歯の表面は細菌だらけであると理解していますが) |
| 34 | 風呂 | 風呂場のロッカーの件。「鍵をお返し下さい」の貼り紙をしておりますが風評によりますと特定の方が鍵を所有しており混雑時に優先できる様にすらしとのうわさがありますが、当局でチェックも必要と思われる。 |
| 35 | | 椅子が高いので助かります(足ヒザが痛いので) |
| 36 | | お風呂がもう少し遅くまでだったら良いですね。 |
| 37 | | 風呂のオープン時間をPM5頃まで延長してほしい。 |
| 38 | | 風呂でのマナーの悪が目立つ。 |
| 39 | | 風呂時間はAM9:00頃より。 |
| 40 | | 風呂の洗面器と椅子アカがこびりついています。定期的な清掃をお願いします。 |
| 41 | | 風呂の時間を4時頃までにしてほしい。 |
| 42 | | 風呂がぬるくてカゼをひく。なかなかおならない。 |
| 43 | マナー | 今の大広間は一部の人の独占になっている。 |
| 44 | | 基本的なマナーに欠けている人が多い。 |
| 45 | | 大広間は少しうるさいです。嫌いな歌も静かにして聞かないとおこられます。ケンカが多いです。 |
| 46 | | 他人のことを言い過ぎる。風呂など自分でお金を出さないからと思わず使い方を考えなければいけないです。 |
| 47 | | 時々意見の食い違いでトラブルが発生する。大人なのだからそこをわきまえて行動してほしい。 |
| 48 | | 最近の人達がモラルがない。 |
| 49 | | よくケンカで気分が悪くすることが多いです。ケンカした場合は出入を1週間禁止にした方がよいと思います。ケンカの多いこと。トラブルにはきちんとしてください。 |
| 50 | | 利用者の中に、あまりにも態度、言葉がひどすぎ!!!の人がいる。どれだけの他の人がその人によって来なくなっただか!!! 悪いのはその人で他の人はまったく悪くないのに... |
| 51 | 駐車場 | 駐車料金が400円は高いと思う。市に検討するように話してほしい。 |
| 52 | | 駐車場代が高い!!! 利用者は無料にして欲しい。 |
| 53 | | 駐車場を安くするように計っていただきたい。 |
| 54 | | 駐車料金が高過ぎ、我慢しても¥300、別に2時間以内は¥200、以上は¥400これでも良い。 |
| 55 | | 駐車場料金の値下げを希望。 |
| 56 | | 駐車料金を安くして欲しい。400円→200円 又は 4時間以内200円、4時間超300円 |
| 57 | | 駐車場代300円にして欲しい。 |
| 58 | | 駐車場が高い! 他の施設(栄病院など)は、300円程度 |
| 59 | | 車のおく所...30分位無料にしていたら食事を買いに行く時、9:40に来て、又車で食事をコープに買いに行くと400×2=800円とは? |
| 60 | | 駐車場安くしてください。 |
| 61 | | 駐車料金を安価にしていきたい。 |
| 62 | | 駐車場の料金高い。 |
| 63 | | 駐車料が高い。 |
| 64 | | 駐車場の料金が高いので、経営者(市?)に交渉して安い料金にしていきたい。(1日200円の設定が良い)。 |
| 65 | | 常に空いているのももったいない。 |
| 66 | | 駐車料金¥400円を少し安くしてほしい。(半額¥200?) ※交通の便が良くない為。 |
| 67 | バス | バスの便が良くないので、車で来ていますが、施設利用などと比べて駐車代が一寸問題あると思います。 |
| 68 | | 不便なのでつい利用できない。 |
| 69 | | バスの本数がもう少し多いと利用しやすいと思う。やはり交通手段が難しいと思う。 |
| 70 | | バスの回数が多くなれば、尚よろしいのですが、バス会社に頼んでもダメでしょうか。 |
| 71 | | 今はお友達の好意ですが、バス2回のりつきで大変です。港南台からバス時間が合えばもっとよい。 |
| 72 | | 蓬萊荘と比べて設備が整っているので利用を増やしたいが、洋行台からはバス便が不便です。 |
| 73 | | 栄プールまで来るバスがもっと多くしてほしいと思っています。 |
| 74 | | 土日利用の時はバスの本数が少ないので不便ですので、何とかしていただければと思います。 |

| No. | 分類 | 内 容 |
|-----|-----|--|
| 73 | | このままつづけてほしいです。 |
| 74 | | 「食事をしてはいけません」「眠ってはいけない」の沢山の表示に失望しました。とんでもない！何が大事かまずは考えて下さいな！ |
| 75 | | 60代、70代の人達の活用が望ましい。 |
| 76 | | 今後お願いしました。 |
| 77 | | いつごろなくなるか不安です。 |
| 78 | | お教室もだんだん人数が少なくなりさびしい！ |
| 79 | | 人数少なくなっても経営続けて下さい。 |
| 80 | | 今後共よろしく願っています。 |
| 81 | | アルバイト業務員はやめ、元気な会員にサービス願っては。 |
| 82 | | 翠風荘の運営予算を無にして、市政予算に貢献する。 |
| 83 | | 長く続いて欲しいものです。 |
| 84 | | 「翠風荘は永遠に不滅です。」となりますように！ |
| 85 | | 感謝しております。 |
| 86 | | これからもなくなりませんようにお願い致します。 |
| 87 | | 市ではこの様な施設の見直しをしているようですが、利用者も多く満足しているのでは是非残して欲しい旨、市当局へその節を伝えてほしい。 |
| 88 | | いつまでも利用できるように健康でいたいと思います。 |
| 89 | | 現況の中生きがい。お世話になりたい。 |
| 90 | | 閉館にならないように努力してください |
| 91 | | 出来るだけ長く続いてほしいです。 |
| 92 | その他 | 職員の皆様ご苦労さまです。 |
| 93 | | 現在のフニキを持ち続けられることを望みます。 |
| 94 | | 翠風荘がいつまでもあったら良いですね。 |
| 95 | | 昔よりたいへん良くなりました。 |
| 96 | | 空気、もう少しいい風を希望します。 |
| 97 | | お世話になっています。 |
| 98 | | 退嬰的、ホーム的になりがちなので、若返るようにリードして下さい。 |
| 99 | | この先も利用したいので存続してほしい。 |
| 100 | | あと10年くらいつぶれないように。 |
| 101 | | このまま続けること。 |
| 102 | | いつも利用させていただいて感謝しています。 |
| 103 | | いつもお世話になっております、特別ありません。 |
| 104 | | ありがとうございます。 |
| 105 | | いつも有難うございます。 |
| 106 | | 今の雰囲気は変わらず続いてほしい。 |
| 107 | | お世話になってます。 |
| 108 | | 通う事によって長命になる。有難う。 |
| 109 | | たとえ僅かでも料金を頂いた方がよいと思います。 |
| 110 | | 全体的にさびしくなった気がする(最近)。 |
| 111 | | 長々と続くといいと思います。 |

平成 24 年度 職員研修報告書

(特非)さかえ区民活動支援協会

■ 利用者サービス向上の「接客研修」・「個人情報の保護」研修

- ◇ 目的 … 接客研修では、お客様（ご利用者）から選ばれる施設を目指し、施設スタッフとして何を求められているか、心のこもったサービス提供について意識の向上。個人情報の保護では、各施設での日常業務における留意点などの確認。
- ◇ 対象 … 全施設職員及びコミュニティスタッフ全員
- ◇ 日時 … 6月18日(月)及び6月26日(火) 各日13:30~16:30
- ◇ 会場 … 本郷地区センター(6/18)・栄公会堂(6/26)
- ◇ 内容 … ①「接客研修」
講師：横浜みなとみらいホール/レセプションシニアマネジャー
挨拶の仕方から姿勢・言葉遣いなど基本から再確認し、
*プロ意識をもって、何時も見られている・聞かれていることを意識する。
*待機中も常に意識を持つ。
*問題意識を常に持つ。
など実践に即した研修を行った。
②「個人情報の保護」
講師：(特非)さかえ区民活動支援協会 事務局長 一澤恒夫

■ 「地球温暖化・新エネルギー・省エネルギー」・「人権問題」研修

- ◇ 目的 … エネルギーについての現状、省エネの必要性から環境教育の推進を図る。人権問題では、DVD鑑賞にて匿名性の高いネット時代のいじめを認識。
- ◇ 対象 … 全施設職員及びコミュニティスタッフ全員
- ◇ 日時 … 10月15日(月)及び10月23日(火) 各日13:30~16:30
- ◇ 会場 … 豊田地区センター(10/15)・上郷地区センター(10/23)
- ◇ 内容 … ①「エネルギーについて」
講師：NPO 法人ソフトエネルギープロジェクト
地球温暖化の現状を知り、今自分たちに出来ること、職場や家庭で可能な省エネの具体例等により、利用施設のサービス向上に繋げる。
②「人権問題」
DVD「見上げた青い空」(制作：(特)人権教育啓発推進センター)
ネット時代のいじめについて、いじめる側・いじめられる側の双方から問題点を探った。

■ 新規採用者研修

- ◇ 目的 … 平成24年度(4月採用)新規採用予定者へ協会概要・個人情報の保護・人権問題・接客等の研修
- ◇ 対象 … 採用予定者：職員2名・スタッフ35名
- ◇ 日時 … 平成24年3月15日(木) 09:30~12:00
- ◇ 会場 … 本郷地区センター
- ◇ 内容 … 協会事務局より、指定管理者制度・協会施設概要・個人情報の保護・人権問題・接客などについて説明・研修。